

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除 (法人版事業承継税制)に係る災害等に関する措置の概要

災害※により被害を受けた会社又は**中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由**(これらの事由と災害を併せて、以下「災害等」といいます。)に該当した会社に係る非上場株式等については、**贈与税・相続税の納税猶予及び免除(法人版事業承継税制)の適用に当たり**一定の要件のもと、**次の措置が講じられています。**

(1) 納税猶予の免除事由の追加

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている次の①又は②の者については、**経営承継期間等内に破産等した場合でも納税猶予税額が免除**されます(2ページ参照)。

- ① 災害等の発生前に贈与によりその非上場株式等を取得した者
- ② 災害等の発生した日から1年を経過する日の前日までにその非上場株式等を相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得した者

(2) 納税猶予期間中の事業継続要件等の緩和

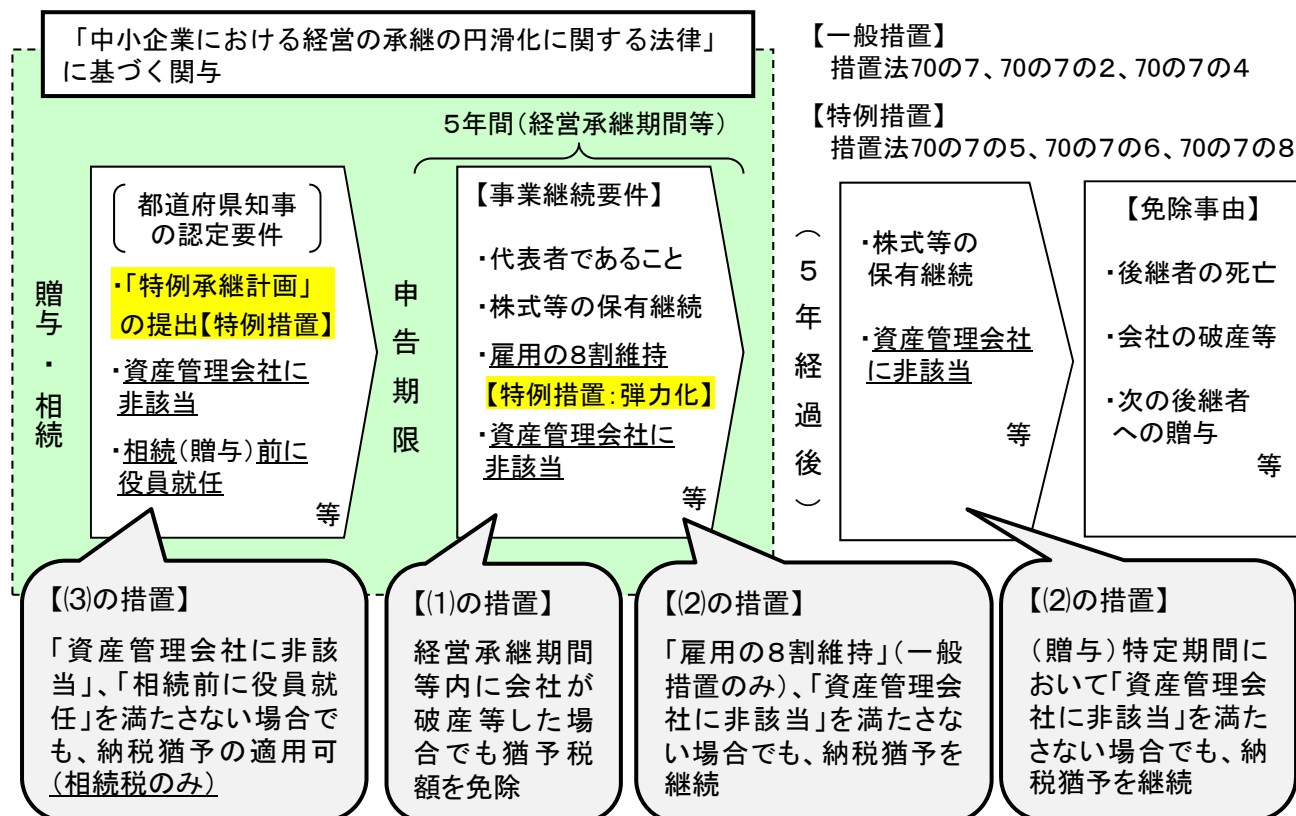
上記(1)①又は②の者については、**納税猶予期間中の要件が免除又は緩和**されます(3ページ参照)。

(3) 相続税の納税猶予の適用要件の緩和

災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得等したその会社の非上場株式等について後継者が相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、その**適用要件のうちの一部が不要**とされています(4ページ参照)。

※ 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

《災害等に関する措置の全体像》



1 納税猶予の免除事由の追加

(1) 概要

会社が次の「会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、災害等が発生した日以後の経営承継期間等※に、次の「免除の事由」のイ又はロのいずれかに該当することとなったときには、経営承継期間等内であっても納税猶予税額は免除されます。

○ 会社の事由

①	災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした会社の事業の用に供する資産（現金、預貯金などの一定の資産を除きます。）が、総資産の30%以上である場合
②	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した会社の事業所のうち、災害が発生した日から6か月間継続して会社の本来の業務に従事することができないと認められる事業所において、災害が発生した日の前日に雇用されていた従業員の数が、その災害が発生した日の前日における従業員総数の20%以上である場合（①に該当する場合を除きます。）
③	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の6か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合（①又は②に該当する場合を除きます。）
④	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の6か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合（①から③までに該当する場合を除きます。）

○ 免除の事由

イ	後継者が会社の非上場株式等の全部を譲渡等した場合で、次のA又はBのいずれかに該当するとき（株式交換等により他の会社の一定の株式交換完全子会社等となった場合を除きます。） A 後継者と特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として一定の者に対して行う譲渡等であること B 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その計画に基づき、会社の非上場株式等を消却するために行う譲渡等であること
ロ	会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき

※ 「経営承継期間等」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間、措置法第70条の7の2第2項第6号に規定する経営承継期間、措置法第70条の7の4第2項第5号に規定する経営相続承継期間、措置法第70条の7の5第2項第7号に規定する特例経営贈与承継期間、措置法第70条の7の6第2項第6号に規定する特例経営承継期間及び措置法第70条の7の8第2項第5号に規定する特例経営相続承継期間をいいます。

(2) 適用を受けるための手続

(1)の適用を受けるには、その免除の事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに、「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）」に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）の都道府県知事の確認書※の写し」など一定の書類を添付して納税地の税務署長に提出してください。

※ 都道府県知事の確認を受けるための手続等については、都道府県の担当課（5ページ参照）にお問い合わせください。

2 納税猶予期間中の要件の免除又は緩和

(1) 概要

会社が2ページの(1)「会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、次のイ又はロの事由に該当することとなった場合であっても、それぞれの「一定の要件」を満たすときには納税猶予が継続されます。

イ 従業員数確認期間の末日において、雇用の平均が贈与又は相続等の時の雇用の8割を下回った場合^(注)

	「会社の事由」	一定の要件
A	①に該当する場合	要件なし
B	②に該当する場合	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所以外の事業所における災害発生日以後の期間の雇用の平均が、相続等又は贈与時のその事業所における雇用の8割を確保していること
C	③に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されていること※
D	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されていること※

※ 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

(注) 特例措置については雇用要件は弾力化されているため、本措置の適用対象は一般措置のみです。

ロ 災害等が発生した日以後の経営承継期間等内又は（贈与）特定期間^(注1)内に、会社が一定の資産保有型会社又は資産運用型会社^(注2)に該当することとなった場合

	「会社の事由」	一定の要件
A	①・②に該当する場合	要件なし
B	④に該当する場合 ^(注3)	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されていること※

※ 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます^(注4)。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

(注) 1 「（贈与）特定期間」とは、次の区分に応じ、それぞれに掲げる期間をいいます。

(1) 経営承継期間等内に災害等が発生した場合

経営承継期間等の末日の翌日からその災害等が発生した日の直前の（特例）経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日以後10年を経過する日までの期間（最初の報告基準日が災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）

(2) 経営承継期間等の末日の翌日以後に災害等が発生した場合

災害等が発生した日の直前の特定基準日（経営承継期間等の末日から1年を経過するごとの日をいいます。以下同じです。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、経営承継期間等の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間）であって、災害等が発生した日以後の期間

2 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第24項又は第40条の8の2第30項に規定する会社をいいます。

3 売上金額が災害等の前の水準に最初に回復した事業年度前の事業年度に係る特定基準日までの期間に限られます。

4 この緩和の制度の適用を受けるために、災害等が発生した日以後の経営承継期間等内又は（贈与）特定期間内において、上記の表の「雇用割合」を満たす必要があるのは、会社が一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった年度に限られます。

2 納税猶予期間中の要件の免除又は緩和（続き）

(2) 適用を受けるための手続等

① 適用時の手続

(1)の適用を受ける場合には、災害等の発生した日から原則として10か月以内に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」及び「円滑化省令の都道府県知事の確認書※¹の写し」など一定の書類を納税地の税務署長に提出してください。

② 継続適用時の手続

2ページの(1)「会社の事由」の③又は④に該当したことにより(1)の適用を受けた場合において、引き続きその適用を受けるときには、贈与税・相続税の納税猶予に係る継続届出書の提出期限※²までに、この措置の適用を引き続き受けたい旨の届出書及び円滑化省令に基づき都道府県知事に提出された報告書※¹の写しを納税地の税務署長に提出してください。

※¹ 都道府県知事の確認を受けるための手続等については、都道府県の担当課（5ページ参照）にお問い合わせください。

2 「継続届出書」は、経営承継期間等内については毎年、その期間経過後は3年ごとに提出する必要がある、その提出期限は、次のとおりです。

(1) 経営承継期間等内・・・報告基準日の翌日から5か月を経過する日まで

(2) 経営承継期間等経過後・・・報告基準日の翌日から3か月を経過する日まで

3 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合の適用要件の緩和

(1) 概要

災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に、相続等により取得等をした非上場株式等に係る会社が2ページの(1)「会社の事由」の①、②又は④のいずれかに該当する場合には、次のとおり適用要件※の一部が不要とされています。

※ 次のイの表のBの適用要件は、①被相続人が70歳未満で死亡した場合又は②特例措置を適用する場合で、相続開始の直前において後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に記載されている者である場合には不要です。

イ 相続税の納税猶予（措置法70の7の2、70の7の6）の適用を受ける場合

○ 不要とされる適用要件

A	会社の要件のうち	会社が、相続開始の時ににおいて、一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと
B	後継者（相続人等）	後継者（相続人等）が、相続開始の直前において、会社の役員であったこと

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（措置法70の7の4、70の7の8）の適用を受ける場合

○ 不要とされる適用要件

A	会社の要件のうち	会社が、相続開始の時ににおいて、一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと
---	----------	---

(2) 適用を受けるための手続

(1)の適用を受ける場合には、相続税の申告書に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書」、「円滑化省令の都道府県知事の確認書※の写し」などの一定の書類を添付して、納税地の税務署長に提出してください。

※ 都道府県知事の確認を受けるための手続等については、都道府県の担当課（5ページ参照）にお問い合わせください。

都道府県知事の確認等に関する窓口について

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除に係る災害等に関する措置に係る「都道府県知事の確認書」等に関する窓口は**会社の主たる事務所が所在する都道府県**です。

＜各都道府県のお問合せ先＞

令和5年6月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 中小企業総合支援課	075-414-4836
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室	023-630-2708	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	産業労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援班	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 スタートアップ・経営支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 産業イノベーション推進課	058-272-8389		【製造業】商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2321
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 経営改革課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>】